

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合  
(第 7 回会合)  
2014 年 8 月 7 日 (木)  
(14:00 ~ 16:00)  
国際協力銀行本店 9 階講堂

## 【司会】

それでは、そろそろお時間でございますので、これより国際協力銀行および日本貿易保険の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する、コンサルテーション会合、の第7回会合を開催させていただきます。本日は皆さま、お忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、JBIC 経営企画部の牛田と申します。一つ、よろしく願いを致します。

本日の会合では、前回に続きまして、個別の論点の議論をさせていただきます。前回、一部、論点を飛ばしながら、項番 28 まで終了をしております。従いまして、今回、その続きで項番 29 番から開始をさせていただいて、33 番まで、まずは議論させていただくと。そのあと、前回、飛ばさせていただいた論点に戻りまして、議論を進めさせていただきます。具体的に飛ばしたところを紹介いたしますと、元に戻りますが、17、18、それから 20、24、25、これを前回飛ばしておりますので、後刻議論をさせていただきます。最新の論点整理表は会場の後方に置いてございますので、もし無い方がいらっしゃいましたら、お取りいただければと思います。本日の会合は 4 時まででございます。それまで議論できる論点を、順次進めさせていただき、途中となった場合は、残りの方は次回以降に回すということにさせていただきます。なお、次回につきましては、ホームページですすでにご案内をしておりますけれども、8 月 28 日木曜日の 2 時から 4 時でございます。その次と致しまして、9 月 3 日水曜日の 2 時から 4 時についても、こちらの方の時間の確保はしております。

では、早速始めさせていただきますけれども、いつもどおりの連絡事項を 1 点させていただきます。これまでの会合と同じでございますけれども、議事録は透明性確保の観点から、後日公開をさせていただきます。一方、ご出席いただいている方々のプライバシーの保護の観点もでございますので、映像や写真の撮影は控えていただきますよう、お願い致します。録音していただくことは結構でございますけれども、音声の公開は控えていただきますよう、お願いを致します。皆さま、ご理解、ご協力を、どうぞよろしくお願い致します。では、まず、JBIC/NEXI から、前回からのアップデートがございましたら、お願い致します。

## 【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。本日も大変暑い中、多数お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。前回 7 月 30 日、第 6 回コンサルテーション会合以降の動きでございますけれども、8 月 1 日付で、JACSES 田辺様より、ESIA に関する NGO 提言、追加で 3 点ほどご提言をいただいております。それと、8 月の 5 日付でございますけれども、産業界 5 団体様連名で論点整理表に対する、産業界のコメントということで、項番の 18 番、20 番、24 番についてのコメントを頂戴しております。それらを踏まえまして、本日の午前中ですが、論点整理表をアップデートさせていただきました。今日お手元にお配りさせていただいておりますけれども、今回、追加させていただいたのは、産業界からいただきましたコメントとして、項番の 18、20、24 番、ここの部分の産業界の考え方のところ

を入れさせていただいております。

それと、8月1日付でJACSES様からいただいた3点のESIAに係るご要望につきましては、34番、35番、36番ということで、入れさせていただいております。それに対するJBIC/NEXIの考え方は、後日、回答予定ということとさせていただいております。それが、この前回以降の動きでございます。

それと、こちらの方で宿題としていただいております、JBICの実施状況確認の関連の、現地実査に係る報告の件でございますけれども、誠に申し訳ないのですが、事務方レベルでは、全てをアップできる、ドラフトまで完成に漕ぎ着けたのですけれども、中身が個別な案件を想定する部分も出てくるので、念のため事前に、実査訪問をさせていただいた企業の方々に、ご確認をいただいた方がいいのではないかという意見が出てまいりまして、その方向で現地実査を受け入れていただいた企業様に、念のための確認をこれからお願いしようということでございまして、お盆を挟んで申し訳ないのですけれども、次回28日までには各企業様のご確認をいただいた上で、ホームページにアップできるようにしたいなと、そのように考えております。本当に申し訳ございません。

それと、前回の議事録につきましては、現在、取りまとめ中でございまして、これにつきましても確認完了次第、JBIC/NEXIのホームページの方でアップをさせていただき、そういう方向で準備を進めているところでございます。

今回の論点につきましては、温室効果ガスに関する項番29から31番、これ、まとめて議論した方がいいのかなと思っております。そういう形で順番に、この後、進めさせていただけたらと思っております。以上でございます。

#### 【司会】

はい。ありがとうございます。では、論点整理表に沿いまして、個別の論点について議論を進めさせていただきます。このあとは、いつもどおりの留意事項ではございますけれども、ご発言の際は手を挙げていただいて、先に所属、それから名前を言っていただきますよう、お願い致します。匿名を希望される場合は、匿名でも結構でございます。また、議事録だけ匿名というようなことでも対応可能ですので、そういう必要がある場合は、その旨、おっしゃってください。それでは議論に入らせていただきますけれども、前回同様、論点を提言していただいた主体から趣旨説明でということで進めさせていただきます。項番29、30、31については、纏めてということでございます。NGOの皆さまからいただいたご提言ですので、まずはNGOの皆さまから趣旨説明等をお願い致します。

#### 【JACSES 田辺様】

はい。JACSESの田辺と申します。29、30、31ですが、大きく論点は三つあります。一つは、影響のスコープに気候変動を入れるということ。それから二つ目として、2万5000トン以上のCO2排出の事業の排出量の公開。それから3点目と致しまして、火力発電事業の一定の排出量を超える、効率を超えるものについての詳細検討結果の公開という3点です。

一つ一つ趣旨を述べさせていただきますと、まず影響のスコープに気候変動という文言を入れるという部分に関しましては、まず、現行ガイドラインでは、影響のスコープとして、地球規模の環境問題という記載がされておりまして、通常、こういったものの中に気候変動が含まれるというふうに理解できるというふうに思います。それから前書きの方にも、温室効果ガスの排出削減が地球環境保全に貢献するということが書かれていますので、ガイドライン全体を通して読んでみても、これには気候変動が含まれるという理解をしております。それから、環境コモンアプローチの記載方法に関しまして、気候変動に関連するところとしては、まず目的に含まれていることと、それから環境影響のスコープの定義の中にも、温室効果ガスの排出ということが提起されていますので、ここで気候変動というところを、JBIC ガイドラインの中に記載するということは、特段問題ないというふうに思っております。

2点目につきましては、2万5000トン以上を超える事業の排出量公開ということですが、JBICのご指摘の通り、米国の輸銀が予測値を現状公開していると。環境コモンアプローチに関しては継続して検討するということになっているのですが、赤道原則の方では年間10万トン以上の事業で継続公開を要件としていまして、2万5000トン以上の企業で公表を推奨しているということで、民間企業等々は、すでにこういった取り組みをなされ、ちょうど、これからスタートするというタイミングであるというふうに理解しております。

3点目に関しましては、火力発電事業での詳細検討の結果ということですが、米輸銀の政策を見ますと、我々の書いた、例えば複数のエネルギー源を含む代替案の検討、そういったことが、これは公開ということにはなっていませんが、詳細検討となるということとは、要件になっているというふうに理解をしておりますし、赤道原則での年間10万トン以上の事業で、代替エネルギー源の検討を求めているということで、いずれも公開というところまでは行っておりませんが、これらを検討するということは、要件として含まれているというふうに理解をしております。

ですので、2点目、3点目というのは、確かに環境コモンアプローチ上は継続検討となっているというふうに理解しておりますが、一部のECAが、すでにやっていること、それから民間銀行がすでにやっているということが、少なくとも民間レベルと同等の基準は採用できるのかなというふうに思っております。以上です。

**【司会】**

はい、ありがとうございました。29、30、31につきましては、産業界の皆様からのご意見、頂戴をしております。どなたか補足説明、よろしくお願いを致します。はい。

**【日本貿易会 平尾様】**

日本貿易会の平尾です。産業界から、29、30、31につきましては、ほぼ同じような意見を提出させていただいてるのですが、その前提として、6月5日付で産業界5団体連名で、今回のガイドラインの改訂に係る総合的な要望を出させていただいております。その

中で、JBICさん、NEXIさんというのは、それぞれの根拠法で、その目的が定められているということで、わが国の政策に沿った、それぞれの機能を果たすというのは、基本であると認識しておりまして、一方、その基本となります我が国の政策について、温暖化効果ガスのところについては、政府としては経済成長や貧困撲滅と両立した形で、温暖化対策を行うということが基本とされてまして、わが国の優れた環境技術を世界に移転すると、そういうふうには書かれていると認識しております。従って、最初のコンサルテーション会合に入る前に、個別プロジェクトに言及しないということでありましたけども、基本的に、この三つの29、30、31については、政策に則った部分ということで、これについては特段の個別の反対等々は、意見等はなくて、政策に従ってやっていただきたいということが、前段の部分です。

それから後段の部分、いずれも同じようなことを書いてますけども、コモンアプローチに温室効果ガスという言葉が追記をされているというのは、それは知っておりますけども、計測とか報告方法、あるいは具体的な環境社会配慮上の内容については、まだOECDの中で議論の途上だと認識しておりまして、他国ECAは、まだMRVとか、そういうふうなことを盛り込んでるところはないと認識しておりまして、現段階でMRVを取り込むとか、検討すべき影響の範囲への追加とか、そういうふうなことについては、現段階では時期尚早だというふうに考えております。以上です。

#### 【司会】

はい、ありがとうございました。それでは続いて、JBIC/NEXIの考え方、お願いを致します。

#### 【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。項番29、30、31、温室効果ガスの観点より、NGOの方からご提言をいただいたわけですが、この温室効果ガスにつきましては、OECDの環境コモンアプローチでも2012年の改訂において新たに言及されるようになった、そういった項目でございます。まずは、OECD環境コモンアプローチにおいて、温室効果ガスに関する規定がどのように規定されているか、すでにご存じの方も多いかとは思いますが、確認の意味も含めてご説明をさせていただき、合わせて、OECDの中で、現在、この温室効果ガスを巡る議論がどのように展開されていて、現状どうなっているか、これをご紹介させていただけたらなと思っております。

まず、OECDの環境コモンアプローチでの温室効果ガスの規定でございますが、先程、田辺さんからもご紹介ありました通り、コモンアプローチのパラ10におきまして、Potential Environmental Impactsとして、温室効果ガス、GHGが含まれるもの、英語でいうとmay includeという形で提示されてございます。同じくコモンアプローチのパラの42におきまして、各ECAは定期報告と情報交換を通じて経験の蓄積を図るものという位置づけで、CO<sub>2</sub>ベースで年間排出量が2万5000トン以上と予測されるプロジェクトであって、かつ、ESIA

などから一般的に入手できる場合には、年間予想排出量や排出原単位、これを OECD の事務局へ報告するという規定がございます。続く、パラ 43 におきましては、温室効果ガスの排出原単位が 700g/kWh 超の新規火力発電案件の場合には、火力発電に関する EHS ガイドラインに沿って、実施した内容につき、必要に応じて OECD の事務局へ、各 ECA は報告すると、そういうレポーティングの義務規定がなされております。今、ご紹介致しましたが、パラ 42 および 43、これは、あくまでも ECA 間での経験の蓄積を図るための情報共有との位置づけでございます。各 ECA による公開を義務づけているものではないと。以前、このコンサルテーション会合の場で、項番 11 について、国際基準と乖離があった場合の、OECD での環境コモンアプローチでの規定をご紹介させていただいておりますけれども、その項番 11、国際基準と乖離があった場合において、各 ECA が報告し、その概要を OECD 事務局が公開するのですけれども、それと比べると、この温室効果ガスの各 ECA の OECD 事務局に対するレポーティングの内容というのは、一段弱い形となっております。あくまでも OECD 事務局への報告に限られておりまして、OECD 事務局がそれをまとめて対外公表するということにはなっていない、ここが項番 11 の国際基準と乖離があった場合の、各 ECA に課されている報告義務並びに OECD 事務局の対応の違いがあるということを、まず認識していただけたらと。あくまでも ECA 間の情報共有、経験の蓄積を図るためのものという位置づけで、こういう規定があるというふうに理解しております。

それから、温室効果ガスのアカウンティングとその予測排出量のレポーティングの方法論ですとか、GHG 排出量の回避軽減策に関する各 ECA からの OECD 事務局への報告、そういったものを踏まえて、火力発電プロジェクトへの支援については、さらに検討を重ねるとというのが、今の OECD のポジション、状況ということでございまして、まさに現在、OECD の場で、この温室効果ガスの問題につきまして、排出量の算出方法ですとか、情報公開の方法ですとか、報告の在り方だとか、そういったものが議論をされているところでございます。それと、あと、これ、公表されてないデータなんですけれども、実際の 2012 年の環境コモンアプローチの改訂以降、各 ECA から OECD の事務局に対して報告が何件か寄せられておりまして、これを OECD 事務局が、先程言った経験の蓄積を図るという観点から、ECA 間で情報共有をさせていただいているのですけれども、そのデータを見るに、同じ案件に対して複数の ECA が関与してるケースがございまして、その案件に対して、各 ECA が、どういう報告を行っているかというのを横並びに並べてみると、どういうことになっているかというのを差し障りのない範囲でご紹介させていただきます。結果からいうと、かなり、各 ECA によって、同じプロジェクトで結果は同じはずなただけけれども、事務局に対してレポーティングされてる排出量というのに、ばらつきがございます。例えば、ある案件の例を挙げますと、ある国の ECA は年間 700 万トン排出量がある。それが一方、別の国の ECA は 2 億 5000 万トンだというようなケースもあります。別の案件ですと、ある国の ECA は 75 万トンと報告している一方、別の国の ECA は同じ案件にも関わらず、1085 万トンという形で報告しているケースもあるということで、明らかに計算間違いがあるのかなとも、推測されるのですけれども、まあ、OECD の各 ECA のレベルを想像していただくには、所詮、ま

だ経験が蓄積されてないので、ばらつきというか、かなり開きがあるという現状になっております。こういう点、今、OECD に各 ECA から寄せられている報告結果を踏まえて、どういう形で排出量のデータを計算するのか、それを、どういう形で公表するのかということが、ECA の専門家会合等の場で、まさに数値の正確性だとか方法論について議論がなされている、そういう段階でございます。そういう段階でございますので、まだ OECD のメンバー国間ではこの温室効果ガスの排出量の予測値の計測方法だとか、報告方法、情報公開の在り方については、いまだコンセンサスが出来上がってないという状況というのが現状でございます。こうした段階で、JBIC/NEXI が先んじて、環境ガイドラインに温室効果ガスに係る詳細というか、そういったことを規定することは、他国とのイコールフットィングの観点から難しいのではないかと。

先程、田辺さんからは、米輸銀はやってるじゃないかというご指摘がありました。米輸銀、確かにやっております。一方で、米輸銀は石炭火力への公的支援停止という、アメリカ政府の国の政策を踏まえて、自ら ECA の先陣を切る形で、アメリカ政府の意向というか、政策を踏まえて、そういう対応、他の国の ECA も巻き込んで、アメリカ産業界からの要望も踏まえてやっているものと、我々は理解しております。一方で日本国政府の政策につきましては、産業界の方からもご紹介がありました通り、日本の進んだ石炭火力の高効率化の技術等を必要とする国に対しては、日本として、それを提供していくというようなことを、政府としても公表している中で、ここの部分は、アメリカと日本とで政策の対応という観点から違いがある部分なのかなと、そのように理解しています。

それと、あと、余談となりますが、OECD の中でも、石炭火力に対して規制をかけるべきだと言っているアメリカ、それから、それをサポートするイギリスと北欧の国々等、あと、EU の中でも、それぞれ自国で石炭が採れる国ですとか、そういう国もございますので、まだ、必ずしも意見、石炭火力の案件というか、この温室効果ガスを出す案件に対して、どういうアプローチをするか、例えば、アメリカが言っている通り、一律公的支援の対象から外すという、罰則的な、禁止的なアプローチをすべきだという国々と、それから、元々 OECD の、この輸出信用ガイドラインの世界というのは、いいものに対して、より良い条件を適用する、環境にいい、例えば再生可能エネルギーのようなものに対しては、通常の発電プロジェクトよりも期間を長くするとか、そういうベネフィットというか、それを与えることによって、地球全体の環境改善を図っていくというようなアプローチを今まで採っていたわけですが、そういった点での、哲学論争的な議論も、現在、なされている状況という中で、繰り返しになりますけども、現時点で JBIC/NEXI のガイドラインで、温室効果ガスに係る具体的な数値だとか、そういったものを、計測方法、報告方法、情報公開について、まだ、OECD の中でコンセンサスができないものを入れてしまうのは、産業界の方からもご懸念が寄せられている通り、イコールフットィングの観点からは難しいというのが、私どもの現時点でのポジションでございます。

それと、どうしても、NGO の皆さんが、項番 30 のところで言うておられる、私どもの環境ガイドライン、13 ページの検討する影響のスコープに、なんらかの文言を入れて欲しい

と、OECDのコモンアプローチと横並び程度に、何か入れられないかというご主張を、もし、されるのであれば、前回、人権の時に申し上げた対応と重なってしまうのですけれども、せいぜいJBIC/NEXIとしてできるのは、OECDの環境コモンアプローチにおける位置づけと、横並びの記載ぶりを、この現行のガイドライン、13ページのパラ1の部分で、温室効果ガスというのが、環境コモンアプローチ上では例示として出ておりますので、気候変動というよりは、温室効果ガスというワーディングを使って、この中に、うまいこと落とし込めないかなと。やり方としては、今後、ドラフティングをする際に、中でもしっかり検討しようと思っておりますけれども、先程、田辺さんからご提案があった、地球規模の環境問題のところに入れるというアプローチもあるかもしれませんし、それから、あと、環境コモンアプローチを見ると、大気のところ例示として温室効果ガスというのは規定もされてるということを踏まえると、OECDのコモンアプローチの書き方に合わせた方が、もしかしたらいいのかなということで。すいません、今、うちで結論は出てないんですが、このパラ1のところ、何らかの工夫をして、OECDの環境コモンアプローチと同じ程度の、横並びでの規定ぶりということができないかと。それが、ギリギリ、JBIC/NEXIが現時点で、先程申し上げたような、今、OECDの議論の状況を考えると、限界なのかなと。それで、仮に温室効果ガスという文言を入れた場合には、そこに注を振るなり、FAQに飛ばすなりして、温室効果ガスについては、現在、OECDの方で議論が進んでいるので、その結果を踏まえて、JBIC/NEXIとしての対応を、今後考えることになるといったような注書きなりFAQを付けるという対応が、今のOECDの環境コモンアプローチの規定、それからOECDの中で議論されている状況を踏まえると、我々ができる限界は、その辺りなのではないかというふうに考えているところでございます。私からは以上でございますけれども。

【司会】

はい、ありがとうございました。質問あるいはコメントをお願いします。

【JACSES 田辺様】

はい。最初の、その影響のスコープに温室効果ガスの文言を入れていただくというのは、是非、その方向でご検討いただければと思っております。二つ目に、2万5000トンを超える事業の排出量の公開ですが、これは民間で数字は、10万トンとなっていますけど、民間でこういったことを要件としているという状況を踏まえ、モニタリング結果の公開と同レベルの推奨規定を入れていくということは、いかがかというふうに考えております。コモンアプローチでもモニタリング結果の公開については、特段、要件というふうにはなっていない。ただ、JBICのガイドラインとして推奨ということで、第2部で書かれておりますので、そういった推奨規定として入れていく可能性を、ぜひ、ご検討いただけないかなと。

JBICのミッションの四つのうちの一つが、温暖化の防止の推進ということになっておりますので、是非、そこは民間に、今回の場合は、環境コモンアプローチの検討中という部分等々ありますが、民間が既にやっているレベルのところを、やはり、推奨という形で残



すことによって、一応、JBIC もきちんと民間と同レベルに近い形でやっているということを見せる必要があるのかなというふうに考えておりますので、是非、よろしく願います。いかがでしょうか。

【司会】

ありがとうございました。じゃあ、続けて、お願いします。

【FoEJapan 小野寺様】

FoEJapan の小野寺です。気候変動の危機感については留意されているということで、また気候変動、もしくは温室効果ガスということで、ガイドラインの中に、また言及されていられる可能性があるということで、今一度、その点、ぜひ検討していただければと思います。長年、気候変動の方で、私、やってまいりましたので、特に今、国連の下で包括的な次の枠組みの交渉が、ここ1、2年で完結していく中で、一つターニングポイントですので、いろんな面での具体的な措置といったものが、この間に具現化していくのではないかとこのように思っています。

田辺さんの方から再三言われている赤道原則の方で、民間の企業では10万トン以上の排出に関してはMRVをしていくということで、今年の1月から、そういったものの公開は行われているということです。推奨というか、是非、その辺の情報をJBICの方で取り入れて、JBICの方でもリンクにしる、何にしる、何らかの形で、そういう情報を伝えていくといったことは、気候変動のリスクだけではなくて、投資家のリスクから見ても重要ではないかなというふうに思います。火力発電の場合で、石炭を例に取ってみますと、炭素分離技術といったものが日常化されるのは、早くても2020年代。現在、JBIC等で融資されている技術に関しましては、超々臨界等であっても、それらは、そういった炭素隔離・分離という形にはなりませんので。今後、見込まれる20年代以降、最近、中国が20年までに総量規制を始めるといったことは表明をしておりますけれども、そういった動きは途上国の上でも広まっていくことを考えますと、早速、途上国における、そういった大規模な排出源に関する規制といったものが入ってきて、そういったものを、長い目で見て40年というようなプロジェクトのスパンの中では、投資家が検討する情報としても重要ではないかと思えますし、また日本の優秀な技術がそういった形で排出の効率といった形で出てくるということは、必ずしもイコールフットイングを妨げるといったことにはならない面もあるのではないかなというふうには思います。

1点だけ質問。その赤道原則に基づいて、銀行が出してくる情報の扱いを、JBICさんの方では、どうされるのかということと。もう1点。このコモンアプローチの方で、現在、議論されていらっしゃるということと、今、ご説明されましたけれども、その辺の議論が決まる、いつ決まるかということをおっしゃるのは難しいかもしれませんが、決まった時点で、それをガイドラインの方に反映させていただけるのか。あるいは、次のガイドラインの改訂まで待たなくてはいけないのか。その2点だけ、私の方からは質問させていただ

きます。

【司会】

はい、ありがとうございました。質問が重なりましたが、大丈夫でしょうか？はい。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉です。どうもありがとうございます。2点目の方からご回答させていただきますが、OECDの方の議論については、いつ結論が出るか、それはなかなか予測が難しいところでございます。次のOECDの環境専門家会合は10月に予定されておりまして、そこでどの程度決まるのかで、今後どのくらいかかるかというのが見えてくるのかなと思いますが、前回、6月の会合の結果を見ますと、まだ各メンバー国の間では認識の違いが大きいというふうに私どもは理解しております。それで、ご質問がありました、仮に、将来OECDの方で温室効果ガスについての排出量の測定方法とか公表方法、そういったものについてコンセンサスができ、コモンアプローチが改訂された場合、JBIC/NEXIはどのような対応をするのかというご質問でございますけれども、これは他の項目でもご回答申し上げた通り、この環境ガイドライン、今回の改訂の中で、OECDのコモンアプローチの方で近い将来決まった場合、それを自動的に取り込めるような工夫というか、文言、そういったものを環境ガイドライン全体に係るような形で入れられないかなということを考えてます。具体的な文言は、今後、準備します改訂案のドラフトの中で議論をさせていただくことになるかと思っておりますけれども、私ども、今回、5年に1度の改訂ということでやっておりますけれども、5年の間にいろんなことが変わります。特に、環境コモンアプローチの方は3年を目処に見直したいな規定もございますので、環境コモンアプローチの方が変わった場合には、次の5年後のJBIC/NEXIの環境ガイドラインの改訂プロセスを待たずに取り込めるような仕組みというか、そういったものと考えております。以上が1点目。

あと、赤道原則でございますけれども、赤道原則については、前回の赤道原則の改訂で、今、第三次赤道原則というのが使われているというふうに理解しております、その赤道原則においては、NGOの方からご紹介がありました通り、10万トン以上の温室効果ガス排出が見込まれる場合には、プロジェクトの実施主体は排出量を公開しなければならない、2.5万トン以上の場合は排出量を公開されることが奨励される、そのような規定があるというふうに理解しております。実態なんですけれども、JBICの場合は協調融資の原則というのが法律で定められておりますので、基本的には民間金融銀行さんとの協調融資が原則となっております。私どもの協調融資に入ってこられる民間銀行さんは、メガ3行さんをはじめ、基本的には赤道原則に加盟されておられる銀行さん、それとNEXIさんの場合は、そうして入ってこられる民間銀行さんに付保されてるケースがほとんどだと思いますので、今後、民間銀行さんにも、いろいろ教えていただきながら、この赤道原則の、先程申し上げたような規定の、実際の運用について、民間銀行さんがどういう対応をされておられるかというのは、まずは勉強させていただくと共に、実質的には協調融資で入っていただい

てる民間銀行さんは皆さん、赤道原則には加盟されてるということで、実施主体による排出量の公開がなされている、または奨励されているということは確保されているのかなど。それがどういった形で確保されているのかは、ちょっと、私どもは赤道原則に加盟してないので、その辺の実務とかを、それを民間銀行さんの方にも教えていただきながら、私どもとしてどういう対応ができるのか、私どもがアップするというよりは、事業主体が、そういったものを赤道原則に基づいて、10万トン以上なら公表すると、公開するとなっているので、なんらかの形で公開していると思いますので、先程ご提案していただいたような、リンクを貼るという可能性があるのかどうか、民間銀行さんが、その時に、どういう形でやっているのかというのも教えてもらいながら、どういう対応ができるのかは考えていきたいなとは思っておりますけれども、NEXIさん、いかがでございますでしょうか。

【日本貿易保険 佐藤】

はい。NEXIの佐藤でございます。2点。最初のコモンアプローチでの議論の内容に関しましては、先程ほど、稲葉さんがおっしゃられた通りでございます。それと、赤道原則に関する関係についても、稲葉さんがおっしゃられた通りではありますけれども、我々の方としても、どういうことができるかっていうこととかは、勉強させていただきながら、対応できるところは「できる」、できないところは「できない」というところで考えていきたいと思っております。ただ、1点だけ、赤道原則さんと我々のところで違うところが、赤道原則を採択している銀行さんの対応しているスコープというか、そういったものが違っております。プロファイ案件に関しては確か10 millionUSドル以上で、その他のコーポレイトの案件に関しては50 millionUSドル以上というようなことで、それよりも我々のスコープというのは、相当広い範囲になっておりますので、そういったところも踏まえつつ、何ができるかっていうことは検討していくことになるかと思っております。

【国際協力銀行 松原】

国際協力銀行の松原です。補足ですけれども、先程、田辺さんの方から、JBICの政策目標の一つに地球環境保全というのが入っているというご指摘をいただきまして、これは、まさにおっしゃる通りです。この点は、我々のガイドラインの中でも、前書きのところの一番下に、このガイドラインとは別に、地球環境保全改善に資するプロジェクトや、温室効果ガスの削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援するというふうに書いてあります。先程、別途、小野寺様の方からご指摘いただいた、国連での議論の一環として、日本政府としても途上国に対して資金支援をしていくということを表明しておりますが、JBICによる融資というのも、その一環でございます。その地球環境保全業務、と我々は呼んでいますけれども、の中で、途上国向けの融資を行ってきています。この業務というのは、おそらく他のECAはやっていない業務でして、我々の産業界さんとの関係で、その輸出をご支援するとか、日本企業の投資を支援するというをやっておりますけれども、それに加えて、必ずしも日本企業が入っていなくても、途上国でリニューアブルの

案件であったり、エナジーエフィシエンシイの案件が行われるときに、それを融資するという制度を持ってまして、それを支援してきていると。先程、稲葉から、OECDでの発想の基本というのは、できなかった人にサンクションを出すというよりは、できる人を動機づけるというような話がありましたけれども、そういう業務全体でも、JBICのオペレーションという意味では、そういう支援をしていくというふうにご理解をいただければいいのではないかと。NEXIさんも、確か地球環境保全に資する業務について、保険の条件を高めるといったプログラムを持っていらっしゃるというふうにご理解していますので、我々、環境面で制約をかけるという観点ではなくて、より広くプロジェクトを支援していくというところで、現に、これまで、少なくとも地球環境保全に関するプロジェクトを支援してきてると、そういう考え方でございます。

【国際協力銀行 大島】

JBICの大島でございます。数値の正確性のところについて補足させていただきますけれども、先程、稲葉から紹介させていただいた、ある案件では、700万トンと報告しているECAがあり、一方で、他のECAは2億5000万トンと報告しているECAがあると。実際、そういった報告が出されているというのは、私も確認してあるんですけども、こういった事例というのは、実は結構、単純ミスによるところも大きいのかなというところがあって。何を申し上げたいのかというと、まだECAの実務者のレベルでも、実はそういった程度の認識にしかなくてないというのが実情でございます。

例えば、火力発電案件なんかではどうかというと、これも実は3割から4割ぐらいの誤差が出てしまう場合がございます。というのは、使う測定の方法論によっても、また誤差が出てきますでしょうし、言葉を選ばず言いますと、よく知られてる方が丁寧に、精緻に入力すればする程、その数値が大きくなるというのが、どうも実態のようですね。これ、よく分からない方がやると、逆に数値が小さくなるというような状況もあるようです。従って、我々の中で、今、どういう話が出ているかというと、やはりECAとしては、なかなか、その数値の正確性について責任を負えないだろうとの意見が主要な見解でして、そういった状況下で、なかなか、この数値の公開に踏み切っていないのか、というような意見を持っているECAが、多数存在するというのが現状でございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。追加のコメントをお願いします。

【JACSES 田辺様】

私が先程申し上げた、モニタリング結果の公開と同様のレベルでの推奨の規定ということに関してはいかがですかというのが一つと、それから、もう一つは、現ガイドラインでも、事業者が排出数値を公開している場合に、私としては、それはJBICも当然、環境社会配慮関連文書として公開するというふうな理解でいるんですが、そういう理解で良いのか

どうかというのが二つ目です。

【司会】

はい、ありがとうございました。追加の質問でございますけれども、お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

はい。国際協力銀行の稲葉です。ご質問、ありがとうございます。後者の方からご回答させていただきますと、予測値については、例えば石炭火力の案件であると、EIAの中に盛り込まれているケースが、私の記憶では大半ではないかなと理解しておりまして、EIAについては、現地で当然公開されていますし、私どもとしても、それにリンクを貼る形等で公開をしているということで確保されているのかなという理解でございます。

あとは、モニタリングの結果でございますけれども、モニタリングの項目の中に、その温室効果ガスの排出量……。

【JACSES 田辺様】

あ、違います。すいません。そういう意味ではなくて、モニタリング結果というのは、現在、推奨するということになっておりますので、それと同レベルの規定として、この排出予測値の公開を推奨するというのが、ガイドラインの第2部に盛り込めないかどうかということなんです。

【国際協力銀行 稲葉】

第2部。具体的には15ページの下から二つ目のポツの、モニタリング結果は当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されることが望ましいっていう、ここのイメージですか？

【JACSES 田辺様】

そうです。

【国際協力銀行 稲葉】

このモニタリング結果についての部分の定義というか、そこに温室効果ガスも含まれるようなイメージ？

【JACSES 田辺様】

いや、違います。そうではなくて、おそらく温室効果ガスとしては、一つ、住民移転とか先住民族と同様のセクションを作った上で、2万5000トン以上のプロジェクトにおいては、予測値を公開することが望ましいという部分になると。

【国際協力銀行 稲葉】

繰り返しになるかもしれませんが、この部分も含めて、まだ OECD の中での議論というのが収束をしてない。我々が見た限りでは、他の ECA でも温室効果ガスの数値のモニタリング結果を公表すべしということを、環境ガイドライン上、明記している機関はない、実体の運用として米輸銀は公表してますけれども、そういうことをガイドラインの中で書いてる機関はないということを考えると、どうなんでしょう、ちょっと難しいのかなと思うんですけど。

【司会】

お願いします。

【JACSES 田辺様】

モニタリング結果も同じだと思うんですね。特に環境コモンアプローチには書いていない。ただ、例えばそういったことを要件として入れるべき、そういった機関もある。それから、IFC なんかでも、そういったことを推奨するような、現地の住民に少なくとも公開を、公開というか、説明をするような要件があったりする。なので、環境コモンアプローチに入っていないものについての取り扱いという意味では、それを推奨という規定で、特に現行の枠組みを崩すものではないかなという。

【日本プラント協会 長田様】

すみません、言っていますか？

【司会】

じゃあ、フロアの方からお願いします。

【日本プラント協会 長田様】

日本プラント協会の長田と申します。今のモニタリングについて、推奨という形でもいけるかどうかという NGO さんからの提案ですけども。今、お話を伺ってますと、試験的というか、もしくは分かりませんが、各 ECA から OECD の方に報告をされた数値でも、随分ばらつきがあるというお話でしたし、実際、今、OECD の中で検討中であると。測定するとなると、何を測定するか、どこで測定するか、どのように測定するか。その辺が標準化されていないと、数字を出しても意味がない、とまでは言い過ぎかもしれませんが、かなりばらつきが出てきてしまうと思います。ですので、そこら辺が、ある程度、OECD の方で整理されてから入れていただく方が、よろしいのではないかと。ただ、推奨とはいえ、JBIC さん、NEXI さんから、そういう推奨が出てるといふふうになりますと、事業者さんの方としても、結構、他国との公的支援の競争という観点からは、ちょっと日本の方は面倒

臭いねというような印象を持たれてしまうことも心配ですので、OECD の検討の方の結果を待ってからという形にさせていただければと思います。ということです。

【司会】

ありがとうございました。じゃあ、JBIC/NEXI の方から、お願いします。

【国際協力銀行 大島】

JBIC、大島でございます。今、日本プラント協会の長田様からお話があったように、測定のスコープをどこまでするか。例えばスコープ1なのか、2まで含めるのか、3まで含める。そういった前提条件も何も決まってませんし、一番肝心な測定方法論ですね。これは IFC PS のなかでも、一つ推奨されているツールがあるんですけども、それ以外にもいろんな測定ツールがあるという中で、どれを適用して、どのように測定する、のかと。でも、先程申し上げたように、かなりの数字の誤差が出てくるというところまでは分かってきますので、今、実務者、専門家会合の中では、そういった測定の方法論であったり、スコープをどこまでするかといったような話もしておりますので、なかなか、そこが決まっていけないと、公開だとか公表だといった話にも繋がってこないのかなといったところがあります。

【司会】

ありがとうございました。では、お願いします。

【FoEJapan 小野寺様】

大島さんの方の話の中で、ECA の、例えば議論として、ECA が、その方法論を含めて出すデータに責任が持てるかどうかというお話がありましたけれど、議論があるという面もお話しいただいたんですが、それにちょっと関連するかもしれないけれども、実際に、私、ECA のデータを比べて見た訳ではないですし、おっしゃるところのスコープの方法論の違いが、バラバラであれば、そういう結果に、当然なってくるのかなというふうに思いますが、その辺は予測値の話ということなのかなというふうに、私は理解してますけども。一方で、赤道原則の方ですと、実測値、実績値、MRV の方は、これは IPCC のベストプラクティスのガイドラインを使っていくということで、そういったものは国際的に認知されてるスタンダードですので、そういったことを使っていくことによれば、実績値に関しては、そういうばらつきはない。依然として、その予測値に関しましては、その方法論を決めていけないといけない。そういった理解でよろしいでしょうか？

【司会】

ありがとうございました。ご質問。はい、お願いします。

【国際協力銀行 大島】

今の意見にご回答させていただきますけれども、実はまだ実績値云々っていう話にまで至ってないという現状でございますので、今のご質問に対して、なかなか明確な回答をすることができないというところです。

【司会】

はい、ありがとうございます。ご意見、追加でコメントはございますでしょうか？

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行、JBICの稲葉ですけれども。モニタリングのところの部分なんですけど、先程の赤道原則のところでの答えぶり重なってしまうところがあるんですけど、赤道原則においても、2.5万トン以上の場合には排出量が公開されることを奨励されるという文言が入ってる中で、民間銀行さんが、どういう対応されてるか、これ、私どもも勉強させていただきたいと思っております。それと合わせて、モニタリングも含めて、できること、できないことが浮かび上がってくると思いますので、できることはできる、できないことはできないということで、我々としての文書も並べていきたい。やはり、イコールフットィングの確保というのは常に念頭に置かなきゃいけないという中で、私どもができることをやっていくということに尽きるのかなと。モニタリングのところについても、奨励するというのが、将来、環境コモンアプローチの中で、はっきりと明示されれば、もう私ども、先程の繰り返しになりますけれども、環境コモンアプローチが改訂された時点で、私どものJBIC/NEXIの環境ガイドラインに、それが反映されたような枠組みを作るつもりでありますので、そういう対応も含めて、まずは、ちょっと、民間銀行さんがどういう対応をなさろうとしているのか、これも、まだ導入されたばかりなので、そんなに実績が積み上がってない、OECDの世界と同じで、経験の蓄積をまさに図っている状況だと思っておりますので、その辺を、私どもとしても、これから民間銀行さんに教えていただきながら考えていくのかなというところでございます。

【国際協力銀行 松原】

JBIC、松原です。先程、田辺さんがおっしゃったように、我々のガイドライン、今回の議論の中では、他国とのイコールフットィングという観点を非常に重視しながら、議論を進めていますが、ガイドラインの中で、特に情報公開に関するところというのは、我々から言うのも変ですけども、JBIC/NEXIのガイドラインは、他のECAに比べれば、かなり情報公開をさせていただいてると思うんです。その意味で、コモンアプローチに必ずしも沿ってなくて、それを、より先進的というのかどうかは分かりませんが、そんな内容はあると。

ただ、温室効果ガスのところは、これまでお話しさせていただいているように、まだ、色々な目線がそろってないかなというのが、我々の感じているところございまして、今、



申し上げているような対応をしたいなと思っているということです。例えば、前回のガイドラインの改訂のときに、現地で一般に公開されているモニタリング結果がある場合は、我々も、それを絶えずアップしますということを、ガイドラインに書き入れました。実際には、あまり案件として出てきてないということで、それは反省してるんですけども、それは、やはり従来型の環境、現地で問題がある環境問題については、それなりにスタンダードが決まっています、だからこそ事業者さんとしても自ら公開されるということが、それなりにあるんだという中で公開したわけです。このCO<sub>2</sub>について、推奨というのは、事業者の方に公開を促すということを他のECAに先駆けて書いて行くというのは、私たちとしては、ちょっと躊躇するところということでございますので。少し従来型の環境問題とは違う扱い、違うステータスというふうに考えているところでございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。追加のコメント等々ないようでしたら、次に進ませていただきます。次、項番 32 でございます。こちらはJBIC/NEXIからの提起でございますので、例に倣いまして趣旨説明、お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。項番 32、項番 33、いずれもOECDの環境コモンアプローチの改訂を踏まえた追加でございます。項番の 32 は、現行ガイドラインの 19 ページの 1 ポツ、影響を及ぼしやすいセクターということで、現在、(1) から、(22) までセクターが例示されてございますけれども、(23) として、今回、OECD の環境コモンアプローチに追加された、「新設の採石場を含む、新規のセメント工場」というのを入れていくということを考えています。同じく項番 33 は、現行のガイドラインの 2 ポツの、影響を及ぼしやすい特性の (1) に、現行のガイドラインでは、「大規模非自発的住民移転」という書き方になっておりますけども、ここも環境コモンアプローチの改訂を踏まえて、「大規模な用地取得、大規模非自発的住民移転」というような形に修正することを考えているところでございます。

【国際協力銀行 松原】

JBIC の松原です。1 点だけ、項番 33 について補足させていただきますと、別途項番の 24 というところに、NGO の方から、「大規模非自発的住民移転および生計手段の喪失」という文言を加えるべきではないかというご提言をいただいております。今回、この 33 番目、我々が説明した大規模用地取得という言葉、これはコモンアプローチの言葉ですけども、ガイドラインの側からすれば、生計手段の喪失という文言を使っておりまして、実質的には同じ内容という理解でございますので、ここは、文言統一をどこかで図る必要があるかなと思っています。ということで、ちょっと補足です。

【司会】 はい。順番として、まずは産業界のご説明が一通り終わってから、コメントとさせていただきます。32、33 合わせてでございますけれども、産業界の皆さんからご意見いただいていますので、補足説明等をお願い致します。はい。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会の平尾です。産業界としましては、各国 ECA はコモンアプローチに基づいてガイドライン等を作っていくと理解しておりますので、非常に環境社会配慮とか重要事項ですけども、厳しい国際競争を考えると、やっぱり、その範囲内でやっていただきたい。これを超えての、非常に環境、重要な項目ではありませんけども、超えての独自の改訂は困るという立場。各国 ECA のガイドラインのベースになっております、コモンアプローチの改訂に伴う改訂であればなというところが、一つ、産業界の立場です。

【司会】

はい、ありがとうございました。では、33 ですか。コメントをお願い致します。

【JACSES 田辺様】

今の大規模な用地取得と、それから生計手段の喪失がイコールかどうかというのは、言葉自体の意味をとらえると、生計手段の喪失がやや広くて、土地を伴わない、例えば水源が失われるとか、土地に伴わない生計手段の喪失が発生する場合に、生計手段の喪失が、言葉そのものを読もうとすれば、そういう理解になるかと思えます。ただ、実際、世銀のセーフガード政策とか、IFC のものを参照すると、確かに用地取得が、大規模な用地取得ということに関連した部分に限られているので。ただ、おそらく前回の改訂のときに、どこまで NGO 側として、この生計手段の喪失というのを、土地の取得を含む、土地取得に関連したものなのか、それとも、それを広げて考えていたのかどうかというところで、確認の必要性があるので、文言をガイドラインでどうするかということに関しては、33 番と 24 番ですかね。いずれにしても、おそらく、そろえる必要があるという意識はしているんですが。生計手段の喪失という言葉で、すぐに大規模な土地取得というところに置き換えちゃったときに、それは実際に問題が生じないかどうかという部分は、検討する必要があるのかなというふうに考えています。

【司会】

はい、ありがとうございました。お願いします。

【国際協力銀行 松原】

今のご確認というか、ご指摘ですけども。逆に用地取得ではなくて、生計手段の喪失という言葉に揃えるのであれば、あまり問題は感じられない。そういうご指摘で？

【JACSES 田辺様】

そうですね。言葉の使い方としては、そういうふうな認識。

【国際協力銀行 松原】

我々も用語をどういうふうに使っていくかっていうのは、これから考えていくんですけども、今のガイドラインの中で、生計手段の喪失および大規模非自発的住民移転という言葉は使われていまして、これはもともと前々回、このガイドラインが本格的なコンサルテーションを経て、初めて制定された部分に、その文言が使われております。その文言の淵源は世銀のセーフガードポリシーから来ているというふうに認識していますので、もともとはそうだというふうには理解しています。ただ、あまり、この日本語で、用地取得とするのか、生計手段の喪失とするのかで、我々は実体的な違いを付けようとしているわけではないということだけ、申し上げたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。32、33につきまして、コメント、質問、ないようでございますので、次、項番としては元に戻って、先日飛ばしたところの論点の項番 17、18。こちら、二つまとめて議論ということでございます。提言、いずれも NGO の方からあがっているものでございますので、趣旨説明をお願い致します。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上です。17番は代償措置に関する要件として作っただけかと思いますが、理由は厳格化とか、あとは明確化とは書いてあるんですけども、そもそもこれを作ったのは、18番と実は関連があって、これを提案してたんですけども、説明を読む限りでは、その辺は解消されてはいるようなんですけど、一応、提案した時点での問題意識で説明してみますと。基本的には18番で書いてあるような、重要な生息地、重要な森林については、プロジェクトを行いませんというようなガイドラインが、現行でもなっているんですけども、そういう状態でも代償措置を取ってるんじゃないですかという疑いがあったので、そういう認識なのかなということで、こういう提案をしたんですけども。ただ、中身として提案してる内容は、代償措置は回避最小化軽減をやっても行えない場合に限って、検討を行うものとするという、ガイドラインの後に、技術的に可能な範囲で、重要な回避措置、最小化軽減措置が取られたかどうかと、そういった確認と、ノーネットロスで代償が十分に達成されているかどうかということ。つまり、代償措置の妥当性みたいなものを、確認を何らかの方法でやるべきではないですかと。それを検証するために第三者としての監査っていうものを行ったらいかがですか、というのを入れたらどうかというのが1点で。つまり代償措置自体の妥当性を、ガイドラインには代償措置を、こういうヒエラルキーで回避をやって、最小化して、軽減して、あるいは回復してやりましょう。そうしたら回避になるので、代償措置自身の妥当性を、な

んらかの方法で確認すべきじゃないですか。プラス、その後、ただし自然保護や文化保護、これはガイドラインにも書いてあることなんですけれども、指定地域に重大な影響を及ぼす場合や、重要な自然生息地、または重要な森林の著しい転換、または著しい劣化を伴う場合は、融資対象外とする。つまり代償措置は、そういった重要な森林とか重要な生息地の場合には、代償措置は使えませんねというのは明記したらどうですかというのは、重要な生息地でも代償措置使ってるんじゃないですかという、使ってもいいんじゃないかと読めなくもない。書きぶりがですね。ガイドラインの順番が、書いてある順番が、ワーッと書いてある。これが、まず最初に書いてあって、代償措置も順番にやりましょうよなんて、後から重要な生息地は融資を行いませんと出てくるんですけども、そこら辺で、ちょっと混乱もあるのではなからうかということで、あえて、ちゃんと書いて代償措置はそこに含まれません、重要な生息地の場合にはというのを、あえて書いてはどうですかということで、明記したらということでした。もう1個は、その代償措置自身の妥当性を確認する上でのシステムというか、仕組みを作ったらいかがでしょうかというのが要点です。それが17。18も一緒にやった方がいいですか？

【司会】

はい。合わせてお願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

はい。18は、その項の、重要な生態系とか生物相の項目のところにある、重要な自然生息地あるいは重要な森林、その、さらに著しい転換、著しい劣化という文言が書いてあるんですけども。これは、FAQの方には、それなりに、これはこういう意味ですってというのが書き込まれておりまして、JBICさん、NEXIさんの見解ですよということで、明記はされているんですが。実は、これ、EX.ってということでボガブライっていう事例が、セクターは鉱山開発ですけども、そのときに絶滅危惧種等の、FAQには書いてある絶滅危惧種の生息地でありますし、そこは、それも非常に重要な絶滅危惧種が、あるいは森林自体も絶滅危惧種の樹種が入るところなんですけれども、そういうところは自然生息地であるし、重要な森林だなど、FAQ上は読めるんですけども、FAQの基準に基づいてみると読めるんですけども。いろいろ個別の議論で話し合いをする中では、別の基準で持ってきて、いや、これは重要な自然生息地じゃないですって言われるようなことがあります、それは困るなと。つまり、FAQには、こう書いてあるのに、聞いてみると、そのFAQとは別のことを基準に、そういうことを言われると、困っちゃうということで。もちろんFAQは非常に重要なですよ。FAQってというのは、ガイドラインのプラスアルファみたいな感じでもあるし、非常に重要なものですよというふうな位置づけで、JBICさんも、そういう認識の下で、そうなのであれば、それはそれでいいのかなという気もするんですけど、より明確化するには、FAQじゃなくて、中に説明入れちゃった方が、よりクリアになるかなという提案をしてみました。それが2番目のことで、明記するっていうので、理由としては、そういっ

た、私たちの個別のやり取りの中では、ちょっと違うような判断基準を使われてしまうので困ったな。だから、明確にしてほしいと、辺りです。18番です。

【司会】

ありがとうございました。では、17、18纏めてでございますけれども、産業界の方からご意見をお願いします。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会の平尾です。17、18ですが、自然保護や文化遺産保護のための指定地域に重大な影響を及ぼす場合とか、あるいは重要な自然生息地域、それから重要な森林の著しい転換、または著しい劣化を伴う場合。これらの場合ってというのは、現状でもカテゴリAに分類されて、適切な評価が行われているものと認識しております。それから、細かい規定をですね。例えば、NGOさんが18番でいわれているような、項番でいわれているようなことは、世銀のセーフガードポリシーの方のOP4.04などで定義されているようなことを、本文に書いていくことかと思うんですけども。ガイドラインの本文に書くと、付属文書等の変更があった場合に、機動的な対応ができなくなるので、本文では国際基準を参照するような形にして置いた方が、適確な対応、機動的な対応ができるのではないかと考えています。以上です。

【司会】

はい、ありがとうございました。続いて、JBIC/NEXI、お願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

はい。国際協力銀行の稲葉でございます。項番の17番、18番についてでございますが、17番について、NGOの方からご提案があった、独立した第三者による監査の制度を入れてはどうかという点について、私どもの考え方から述べさせていただきますと、IFCのパフォーマンススタンダードの6、それから世銀のセーフガードポリシー、いずれにおきましても代償措置については、そういった独立した第三者による監査ということを求めてはいないというふうに理解しております。具体的に条文に基づいてご紹介をさせていただくと、IFCのパフォーマンススタンダードの6のpara 10におきましては、クライアントが緩和策の一部としてオフセットを考慮する場合は、オフセットの設計や実施の見識を有する第三者の専門家を含めて検討することとするということで、実施主体なりが、そういったオフセットについての経験を有する第三者の専門家、コンサルとかになると思うんですけども、そういう人たちを雇用するなり、使って検討しなさいというのが、IFCの規定なので、先程、川上様からご提案いただいた、独立した第三者による監査とは、若干違うのかなと。私ども、大原則としては、IFCのパフォーマンススタンダードを適合性の確認の対象としている案件については、IFCのパフォーマンススタンダードに則ってということでございますので、

私どもとしては、ご提案いただいた独立した第三者による監査というのは、ガイドラインの中に書き込むのは無理があるのかなというふうに考えます。それから、OECDの環境コモンアプローチも見ましたけれども、独立した第三者による監査を求めるといような規定は、OECDの環境コモンアプローチにもございませんでした。それから、あと、他の国のECAで、そういった独立した第三者による監査を条件付けてるところも、私どもが調べた限りでは、ございませんでした。そういうところも踏まえて、他国とのイコールフットィング、各国との観点からも、受け入れは困難だと考えております。

それから、NGOからいただいた、もう1個のご提案、一定の場合を融資対象外とすることの明記の部分ですけれども、現行の環境ガイドラインにおいても、川上さんからもご指摘がありました。プロジェクトは重要な自然生息地、または重要な森林の著しい転換、または著しい劣化を伴うものではあってはならないとの規定が、すでにガイドラインの中にございますので、そこで、ちゃんと規定化されている以上は、それに従うということになるので、ことさら改訂というか、修正をする必要はないのかなと思っております。それから、あと、先程読み上げさせていただきました、この規定では、世銀のセーフガードポリシーの考え方を元に、前回の環境ガイドライン改訂において追記をすることになった部分でございますけれども、現行、先般、改訂されたIFCのパフォーマンススタンダードにおきましては、そのような転換だとか劣化を、直ちに否定するものではなくて、代償措置も含めた、総合的な判断を認めているというふうに、私どもは理解しております。世銀のセーフガードポリシーも、現在、包括的な見直し中ということでございますので、国際基準との整合性、今後、改訂されるであろう国際基準の方との整合性を図るとか、他国ECAとのイコールフットィングを考えると、環境ガイドラインの大原則、これはOECDの環境コモンアプローチの大原則でもございますけれども、世銀セーフガードポリシーを参照する場合は世銀セーフガードポリシーを、IFCのパフォーマンススタンダードを参照する場合にはIFCのパフォーマンススタンダードに基づく、そういった運用ができるようにするほうが、OECDのコモンアプローチとの関係でも、すっきりするのかなと思っております。

それと、項番18でいただきましたご提案ですけれども、個別の案件については、原則、このコンサルテーション会合については議論の対象としないということなので、この案件については深入りをするつもりはございませんが、それとは切り離れた形で考えると、NGOの方々からご提案いただいた、FAQの内容をなんらかの形でガイドライン本文に明記すべきということについては、ガイドライン本文について明記するというのは、他の部分との平仄とかもあるので、私どもが、今、考えているのは、確かにおっしゃる通り、私どものFAQって、ホームページ上で探すのも、どこにあるのかなっていうことで、苦労するのは、ご指摘の通りかなと。恥をさらすようですけれども、じゃあ、私ども営業職員が全員、このFAQの存在を知っているかということ、そうではないのかなと。自信を持って、そうですと言えない自分がここに居るといことも踏まえると、FAQについては、ご参考まで、今日お配りしておりますが、こういう形で、一応、ホームページにはアップされているんですけれども、在りかが分かりにくいというご批判は、まさにその通りだなと思えますし、私ども

の職員への啓蒙、それから私どもの融資をご利用いただくユーザーの方々への共有という観点からも、今ある、このガイドラインの冊子を、今回の改訂を機に、巻末にFAQをそのまま入れ込んでしまうということで、ガイドラインを、この冊子を見れば、嫌が上でもFAQというのがあるというのが、見て分かるような仕組み、これを採用することによって、川上さんがご懸念されてるようなことの、ある程度の部分は解消するのかなと思っております。

【司会】

はい、ありがとうございました。追加では、よろしいでしょうか？ 先程の点での質問、コメント。はい、お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

はい、ありがとうございます。その、最後のくっつけるというのは非常にいいなと。せっかくなので、これがくっついた方が非常に分かりやすいし。もともと、この18でいっていたのは、確かに営業の方もだし、営業の方も、ぜひ理解していただければと思うんですけども、およびその申請する側の方々も理解すべきということで、書いてあると思うんですけども、私の経験上では、プロジェクト担当の方も、本当に理解してるのかな？みたいな疑問も、ちょっとあるわけですね、議論してたら。なので、そういう意味でも、中での、それはやることは、当然というのは当然なんですけど、周知徹底で、これはこうなんですというのを、しっかりやって。FAQは非常に、サポートするような貴重なドキュメントですよという位置づけで、内部的にも通っていけば、わざわざガイドラインに書く必要はないかなとは思ってます。ただ、そこが、位置づけが非常に低いのであれば、非常にこれは問題で、そこは、ちょっとなんとかしてほしいというような、18なので、そういう意味では、くっつけるというのもありますけども、物理的に入れるようなものもありますけども、より内部的にもきちっと、そうなんですということで、きちっと決めていただければいいなというのがあります。

で、さっきの17の方に戻ると、確かに第三者監査というところは、どうも他でもそんなに厳しくはやってないということなんですけど、妥当性みたいなものですね。緩和策の妥当性を、きちっとチェックするみたいなことは、世銀の方は読んでも、世銀が認めるような、容認できるような緩和策にしないと駄目だみたいなことは書いて。これは重要な生息地ではなくて、そもそも世銀は重要な生息地とか、重要な森林には、プロジェクトやりませんって、ガイドラインはJBICと同じなので。そうではなくて、世銀の場合は自然の生息地。重大じゃないんだけど、自然の生息地についてやる場合ですけども、その場合でも緩和策について、転換とかいう場合ですけども、その緩和策を、それで適正性を確認する。これは外部の知見も入れてみたいな話がありますし。先程、IFCのことについても、IFCの方でも、外部の知見をちゃんと入れてやる場合には、やってくださいみたいなことも書かれていたので、そういう、少し変更の、ちょっとずれちゃうんですけども、代替措置が書い

であるところがかぶってますけども、第2部の12ページ辺りに書いてある、代替案を検討しましょうねとかいうことは、確かにある。緩和策を検討しましょうねとかいうことは、JBICのガイドラインにも基本的事項ということで書いてはあるんですけども、例えば世銀とかIFCだと、そもそも、じゃあいろんな影響があるのであれば、代替地、あるいは代替策がないのかどうかを、特に自然生息地のケースなんですけども、まず、ないことを確認してくださいっていう条件に変えてですね。その自然生息地をやる場合、IFCでも、その自然生息地、Critical Habitats、こちらの方がもっと厳しいですけども、そこがNatural Habitatsであれば、そもそもModified、つまり、自然生息地じゃない所でできないんですかっていう、そこから始まるんですね。だから、そこでない。あるんだったら、実行可能であって、viableって書いてましたけども、それ以外じゃないとできないんですっていうことを、ちゃんと証明してください。代替地ないんですね、代替案ないんですねということを確認しましょうね、さらに、その環境コスト、それから、こちらでも評価を行うんですけど、全体的なベネフィットが環境コストをちゃんと上回るんですかっていう確認をしましょうねってような、2番目の条件みたいなのがあって、さらに3番目、緩和策として、世銀の場合は世銀が、納得できます、容認できるっていうふうな書き方にはなっていますけれども、世銀が容認できるような緩和策、つまり回避して、最小化してっていうのを、きちんとやってくださいみたいなことも、結構はっきり書いてあるので、そういう上で、この代替、代償措置が最後の最後に出てきて、そこに専門的な知見を入れてください、みたいな書きぶりになっていますので、ちょっと、18だけのもの、代償措置の要件だけ取り上げて、この意見は提案しているんですけども、その代償措置に流れてくる一連の緩和策の妥当性については、あるいは、そもそも、そういう所でプロジェクトをやる場合は、代替案がないですか、評価をちゃんとやってますかとか、緩和策の妥当性はどうですかという、チェック項が結構はっきりしているの、むしろコモンアプローチの中でも基準として、世銀の場合、世銀のケースに当たるような場合は世銀で、プロジェクトファイナンスみたいなやつはIFCでっていうことが、明確に書いてあるので、そういう意味では、自然生息地に関連する場合は、まあ、どういう書きぶりなのか、ちょっと分からないですけども、そういう、きちっとした条件付けは、世銀にしても、IFCにしても、きちっとされているので、それは、それを踏まえたような形になるんでしょうかっていうのが。ぜひ、そういう確認してほしい。

さらに、世銀もIFCもそうなんですけれども、ここでは、ちょっと話は変わるんですが、重要な自然生息地。これはIFCの場合はCritical Habitatっていう言い方になってますけれども、それと普通の自然生息地、さらにIFCのModified Habitat。まあ、世銀の場合は特に定義してないんですけど。っていうので、3段階に分けて、コントロールしようとしてまして、それぞれに条件付けして対応するというシステムになってるんですけども。JBICさんの場合は、どっちかという重大なものか、それ以外みたいな感じになってますので、その辺は、ぜひ合わせる感じで、自然生息地、森林に関連しては三つぐらいに分けて、それぞれに対応をするような検討をされたいかがかなと。この17の返答で書いていただい



てるので、もし、そういうことになるのであれば、世銀も IFC も三つに分けて、それぞれに対応策をしていて、世銀の場合は3番目の Critical はやりません。IFC の場合は、いろんな条件の下、総合的な判断と書いていただけてますけども、結構、この総合的な判断って、厳しい総合的判断ですので、ネットゲインとか書いてあつたりしますので、そういうレベルでの Critical な所は、それぐらい守りますよという、でも、代償措置する場合はネットゲインですみたいなぐらいの書きぶりなので、そういう枠組みを取り入れるような形で検討していただけないかなと思いました。もし、そういうレスポンスを、そういうふうにいただけてるので、そういうことであれば三つ分けして、一番軽い影響の少ない所はオーケー。二番目については代償措置でオーケー、でも緩和策については、きちっとやると。三番目については非常に高いレベルで書く。そもそも世銀レベルの場合はやらない。IFC レベルだったらネットゲイン、あるいは全体の絶滅危惧種の生息数を減らさないようにしますとかいう条件まで入ってますので、そういうような枠組みを導入していただければなど。今、突然言い出したので、別途必要があれば、提案致しますけども。と、思いました。ありがとうございます。

【司会】

新しいご提案ということですかね？

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

いや、関連はしてるんですけど。

【司会】

関連はしてるんですけどもってということですね。はい。では、JBIC/NEXI からお願いします。

【JBIC 大島】

JBIC、大島でございます。今、川上さんからご指摘受けた点については、繰り返しになるんですけども、参照する国際基準、そちらにのっとった形で対応していくということでございます。

【国際協力銀行 稲葉】 その辺りを FAQ とかに、もうちょっと明確に残せということであれば、FAQ なりを新しく追加するとかということで、明示することは明示すると。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

はい、ありがとうございます。取りあえず、FAQ で。要するにコモンアプローチにも書いてますから、そのレベルのことはやっていただけるかなと思うんですけども、私も、今の受けの中から、飛躍を若干してるので、そういう意味では、もう1回出した方がいいか

など考えているので、提案を別途、ガイドラインに導入したらどうですかというのを。というふうなことにした方がいいかなと思うので、ガイドラインの変更案については、それはそれで別途、考えようかなと思いますので。設けられる体制を、つまり返答していただいているものについては、FAQで、それに対応していただければなと思います。

【司会】

はい、ありがとうございます。では、追加で何か提唱されるということで。お答えはしたはずですけども、提案はされるということですね？

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

はい。よろしくお願い致します。

【司会】

承知しました。では、お願いします。

【JACSES 田辺様】

FAQをガイドラインに添付するという件について、非常にいいと思うんですが、ただ1点気になるのは、世銀のセーフガード政策が、今、改訂中でして、それが予定では2015年の前半というので、それを待たないで刷ってしまうと、結構変わってくる可能性もあるかなと。特に、この点については、すでにドラフトでIFCに近づいてるっていう部分もあるので、変わってくる可能性があるかなということだけ。

【国際協力銀行 稲葉】

その点については、我々も十分認識しております。先程、OECDのコモンアプローチが変わった場合は、それが自動的に反映される仕組みというようなお話もしましたが、結構、ここのFAQは、世銀とかIFCの、それぞれのセーフガードポリシー、パフォーマンススタンダードにリバイスしている部分があるので、元の国際自体のルールが変われば、こちらの方も別にコンサルテーションにかかる必要もないので、適宜リバイスしていくという対応が、実務的にはいいのかなと。元とする国際規定が変われば、それが自動的に我々の参照する基準も変わるっていう形にしていくのが、実務的には一番いいのかなというふうに考えます。

【司会】

はい、ありがとうございました。17番、18番、追加でコメント、質問等ございますでしょうか？では、次に移らせていただいて、9番は終わっておりますので、次、20番に移りたいと思います。NGOの皆さまからのご提言でございますので、趣旨説明お願い致します。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

はい、すいません。熱帯林行動ネットワークの川上ですが、20番も、ちょっと細かいっちゃ細かい話で恐縮なんですけど、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために、特に指定した地域っていうのは、対応、プロジェクトをやりません。やりませんっていうか、そういう回答になってまして、20何ページですか、法令順守みたいなやつがあったと思うんですけどね。ここですね、13ページの真ん中辺りですね。原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために、特に指定した地域以外で実施しなければいけない。もちろん保護対象を評価するようなやつはいいです、みたいな書きぶりだったんですけども、実際に、これも除外規定みたいなものなんですけど、これも同じボガブライのケースなんですけど、政府が法令により、こういった地域といった、その地域といったときに、地域って大体場所で、ある一定の広さを示してれば地域だというふうに思うんですけども、私としては、ただ、いろいろな議論の中で、保護すべき対象として指定されている地点あるいは地域であれば、群落っていう言い方をするんですけども、森林の場合は群落という言い方もしまして、植物が生えている一定の地域なんですけども、それを指しています。こういうのが、オーストラリアの場合はEPPCとあって、絶滅危惧種を指定するような。これは絶滅危惧種ですと。保護対象にもなると。そういう意味では絶滅危惧種ですから、絶滅危惧種として保護対象となっているわけなんですけども、そういう地域がありまして、それが、その地域に含まれるかどうかというような議論になってしましまして。当然、私は、その地域は絶滅危惧種が入ってますから、指定された区域だろうが、全部、地域に含まれると思うんですけども、なかなか、いや、それはちょっと分かりませんといったような対応がありましたので、これはもう、ぜひ、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域については、指定されてる群落とか。文化遺産の場合は地点もありますし、区域もありますし、地点も、いろんなものが入っていますが、それはもう入ってますよというようなことを、どこかで確認したいなど。その意味が分かりますかね？ その地域という言葉の中に地点とか、いわゆる群落といわれるようなものも入ります地点についても、入ってるんですよというようなことを確認したいと。不明であれば、明記していただきたいと。

【司会】

はい、ありがとうございます。続きまして産業界の皆さまからもご意見いただいておりますので、どなたか代表をして、お願いを致します。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会の平尾です。この部分については、NGO様の提言を見させていただいたときに、おっしゃってる地域、区域、群落っていう、どういような定義付けでおっしゃってるのか、よく分からなくてですね。当然、法令等により指定されているのであれば、どんな所でも、法で指定された地域の中に入るのはないかなというふうに思ったんですけど、そういうものを産業界の考えとして書いただけであります。ちょっと、今、ご説明いただい

たことだったんですけど、定義がよく分からなかったというのが本音です。

【司会】

はい、ありがとうございました。それでは、JBIC/NEXI から必要であれば、質問等を含めて、お願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

はい。JBIC の稲葉でございます。項番 20 番、現行のガイドラインの 13 ページの法令、基準、計画等々のパラ 2 の規定において、地点や区域であっても、政府が政令等で特に指定した地域に含まれば対象となるということで、三つ挙げておられますけれども、地点とか区域、これは当然政府が政令等で指定した地域に、地理的に含まれば、これは対象となることが明らかであるというふうに考えております。一方、私、ご提言いただいたときに、不勉強で申し訳ないのですけれども、よく分からなかったのが、群落という言葉で。先程、ご説明があったのですけれども、人が住んでいる集落みたいなを指すのか、絶滅危惧種が群生している植生を指すのかということ、この場で確認したいなと思ってたんですけれども、先程、そういうご説明があったので、後者だという理解でよろしいですか？

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

はい。

【国際協力銀行 稲葉】

で、ありますと、この場合であっても、我々のガイドラインでいうと、同じく 13 ページの生態系および生物相のところ、プロジェクトは重要な自然生息地または重要な森林の、著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならないの、「重要な自然生息地」、ここに該当するのかなと。そういう理解であります。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

はい。

【国際協力銀行 松原】

JBIC、松原ですけれども、今の稲葉が申し上げたことの、若干、補足ですけれども。その意味では、今のご提言の中でご指摘いただいている、特に指定した地域というのは、これは、我々の理解では、地理的に指定されている地域という理解ですので、それが木が 1 本であろうと、なんであろうと、その場所というのを指定されていけば、ここに入る。そうでなくて、この植物、この種を保護すべきだという、そういう指定があって、その木が生えている所。まあ、木でなくてもいいですけれども。どこでも、その植物が保護対象であるという場合は、むしろ重要な自然生息地の方の解釈の中で、解釈されるのかなという、

その意味では、群落というのが、Aという群落が地理的に指定されていれば、この地域に入り得ると思うんですけども、そうではなくて、その群落には絶滅危惧種A、B、Cが生えているということだけであれば、それは、むしろ重要な自然生息地の解釈の中で、それに当たるかどうかということは決まっていくというふうに考えているということです。

【司会】

はい、ありがとうございました。はい、お願いします

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

一つのご説明なので、種が指定されている場合は、それは結果的に地域的な表現、場所がですね、植物の場合ですけども、動物保護は違いますけども。植物の場合、固定されるわけです、基本的に。なんですけども、結果的に、その地域という指定になる、法律の決め方によってという感じですかね。つまり、法律が地域を指定していれば、それはこっち側の対応になりますし、法律がどっちかつつと種自身のところを決めていたら、生物相の方の対応になりますねと。場所で決めるか、種そのもので決めてるかで、ちょっと対応が変わってきて、指定した地域から外れるケースもあり得るかなみたいな、そういう解釈でっていうことで。あえて話して申し訳ないんですけど、という理解でしょうかね？

【司会】

はい、ありがとうございます。考え方をお願いします。

【国際協力銀行 松原】

はい。JBIC、松原です。今、おっしゃった通りの理解であります。一方で、重要な自然生息地とは何を指すかということについて、先程ご紹介したFAQの中では、FAQは通しの番号を振ってないんですけども、右肩のページ数で7分の5ページというところが真ん中ぐらいにございまして、そこで重要な自然生息地とは何かというのを、上から4行目から書いてございます。その1点目が既存の保護区および政府から公式に保護区として提案された地域というふうに書いてます。1点目は、そのように地域的に指定されている場所というのを重要な自然生息地ですということを申し上げているので、重複する。指定された地域と我々がガイドラインに書いているものが、同時に重要な自然生息地にも当たるのかなとも思ってます。実際、世銀のセーフガードポリシーとか、IFCのパフォーマンススタンダードは、結局同じような、保護をするという扱いをしていると思いますので、あまり、それが、どっちに当たるからどうだということではないのかなと、我々としては思っております。

【司会】

はい、ありがとうございました。はい、次のご質問をお願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

いや、まあ、この法令の中身の言い方としては、こういう解釈ですよということは分かったんですけど。なかなか、それは、あれですね。ほぼほぼ同じように重なっているの、まだ分からない、明示せずともいいのかなという判断ということですよ？ 明示というのは、つまり私が言っているようなことは、特にこうしてくださいとは書いてないんですけども、まあまあ、その辺、今のお話で、大体クリアにはなってきたので。ただ、重要な生息地の方でも、プロジェクトやんないし、実質的にはあんまり変わらないのかなというふうなお話かなと思うんですけども。そもそも、これ、提案している中身としては、保護区になっているのは保護区なんですけども、あるいは、ただ、絶滅危惧種の生息地で保護対象にはなっていない、いろんな政策で外すことがあるんですね。絶滅危惧種。地域で、絶滅危惧種を保護しなきゃいけないんだけども、そこはいろいろな利害関係があって、政策というか政府としては、指定されているんですが、指定されているんだけども、プロジェクトをやっちゃうということがありまして。オーストラリアのケースも、そういうケースでやってまして。そうなってくると、絶滅危惧種の生息地として指定されている地域なんですけども、保護区ではない。その法律上、保護指定なんだけども、それを撤回というか、撤回できるようないろんな手続きを踏んで、撤回して、そこでプロジェクトをやっていますというケースなので、そのときには、法令の方でも当たるし、重大な生息地でもあると、私たちは考えてるんですけども、それが政府側が結果的に外すことによって、プロジェクトが可能になっちゃってるというようなことが起きているので、明確化したいなど。今のお話を聞いたところによると、このFAQのところを読むと、絶滅危惧種あるいは絶滅危惧種にとって重要な地域として指定されていれば、それは重要な生息地ですよというふうな解釈ですよというお答えでしたので、そういうことがはっきりしているのであれば、私としては、クリアだなということで、大丈夫ですが、という答えになります。

【司会】

はい、ありがとうございます。JBIC/NEXIの方からは、先程のコメントで宜しいでしょうか。

【国際協力銀行 稲葉】

はい。

【司会】

追加でご意見、ご質問、コメントございますでしょうか？ 次、24、25ということですが、残り10分程度でございますけれども、先へ進むか否か、はい、承知しました。24、25。これは比較的類似事案だと思いますけど、纏めるということにしましょうか？ それとも別々？

【国際協力銀行 稲葉】

別々で、時間もきりがいいから。

【司会】

はい、分かりました。では、別々ということで、24、進ませていただきます。NGOの皆さまからのご提言でございますので、説明をお願い致します。

【JACSES 田辺様】

はい。住民移転の計画書に関する、計画書が必要な場合のケースですが、ここの住民移転に関する項目は第2部であるんですが。ここの移転計画書に関する項目だけ、大規模非自発的住民移転というふうになっているのに対して、他の項目は大規模非自発的住民移転および生計手段の喪失というふうになっているので、ぜひ、この住民移転計画書に関する例も、同様の書きぶりにしてほしいと。世銀やIFC等々の移転に関する規定においても、生計手段の喪失が含まれるような規定になっておりますので、お願いします。

【司会】

はい、ありがとうございます。24番。産業界の皆さまからもご意見いただいております。ご説明お願い致します。

【日本貿易会 平尾様】

はい。日本貿易会の平尾です。現状のガイドラインのチェックリスト、あるいはモニタリングを行う項目の中に、生活・生計っていう文言が入っておりまして、現行でも確認が行われている項目だと認識しております。それから、もし参照する国際基準の方と、今の書きぶりが整合が取れてない部分で改訂を行うというのであれば、その部分については異存はございません。

【司会】

はい、ありがとうございました。続いてJBIC/NEXI、お願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。NGOの方からご提言いただいている項目24番でございますけれども、実務的には生計手段の喪失も、非自発的住民移転の一形態として環境レビューやモニタリングを行っておりますので、それを明示するという観点からも、NGOからのご提言を受けて、ご指摘を受けた箇所に、生計手段の喪失という文言を追加で入れる方向でドラフトを作らせていただきたい。そのように考えております。

【司会】

はい、ありがとうございました。コメント、質問等、よろしいでしょうか？ はい。では、本日の議論はここまでとさせていただきます。25番以降は次回に持ち越しということにさせていただきます。最後に全体の進め方等で、JBIC/NEXI側で、連絡等ありましたら、お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

本日も長い時間に渡ってご参加いただきまして、ありがとうございました。残すところ、あと、項番でいいますと25番、それから、8月1日付で追加でご要望をいただきました34番、35番、36番、これを次回、お盆明けでございますけれども、8月の28日木曜日、2時からの次回会合で議論させていただきたい。もし、先程、川上さんからお話がありました、新たなご提案が、お盆前くらいまでにご提示していただけるようであれば、我々も、それに対する対応も検討する時間も確保できるかもしれませんので、36番までやったあと時間があれば28日に議論をさせていただく、そんな進め方を考えておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか？

あと、追加で頂く部分も含めて、一通りコンサルテーション会合で、項番につきまして、議論が28日で終わった場合、もしくは予備で取っております9月の3日で終わった後、その後の段取りでございますけれども、これまでのコンサルテーション会合の協議の内容も踏まえた環境ガイドラインの改訂ドラフト、これをJBIC/NEXIの方でドラフトアップさせていただこうと思っております。しかるべく、中の手続きも踏んだ上で、それをちょっと間が空くかもしれませんが、できれば9月の終わりとか、10月の頭ぐらいをめどに、一度、このコンサルテーション会合の場で議論させていただけたらなと。その後、パブリックコメントという形でまとめていくというような手続きを、今のところ考えております。そういう形で、昨年末に準備会合を開催させていただいた以降、きょうで7回目ということで、いつも、毎回毎回、お忙しい中、多数の方にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。皆さまのご協力もあって、大変効率的に議論がここまで進んできましたことを、JBIC/NEXIを代表致しまして、改めまして御礼申し上げたいと思います。まだ、残り何点か議論がございますけれども、引き続き、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。ありがとうございます。

【司会】

はい、ありがとうございました。では、本日第7回会合を、これにて閉会とさせていただきます。皆さま、ご参加、大変ありがとうございました。

(了)